

## 康熙帝と典禮問題 (三)

矢澤利彦

### 緒言

- 一 康熙帝が關係する以前に於ける典禮問題
- 二 康熙帝が典禮問題に關係するに至つた動機
- 三 康熙帝の典禮觀 (以上前々號)
- 四 康熙帝と多羅使節
- 五 康熙帝と德理格 (以上前號)
- 六 康熙帝と嘉樂使節 (以下本號)
- 七 使節羅馬派遣問題
- 八 給票問題

結語

## 六 康熙帝と嘉樂使節

ツールノンに次いで、クレメント十一世より支那行第二使節として選ばれ、典禮問題解決の重任を負ふに至つた者は、アレキサンドリアの大僧正メツツァバルバ (Carlo Ambrose Mezzabarba 嘉樂・嘉祿) である。クレメントがかく第二使節の派遣を決意するやうになつたのは、先にツールノンをして問題の解決を圖

らしめたにも拘はらず、それが失敗に終り、しかも使節自身空しく異境に憤死する破目に至つたこと、一七  
一五年三月、最後の解決案として起草した勅書、*Ex illa die* も頑固なる耶蘇會士等をして至上命令と目せ  
しめることが出来なかつたこと、かくの如き勅書の發布を怒つた康熙帝によつて、一七一六年歐洲に送付さ  
れた所謂紅票(こうびょう)が各地に傳はり、從來仲間喧嘩に目を送つて居た天主教會をして支那傳道が危機に瀕せるもの  
なることを知らしめたこと等が直接の動機となつたものである。かゝる動機によつて派遣されることになつ  
たメツツァバルバは、第一に *Ex illa die* の内容を在支宣教師並びに天主教徒に守らしめ、次に彼等に平和  
と統一とを與へる一方、康熙帝をして法皇勅書の眞意を知らしめて、紅票問題によつて危機に陥つた支那教  
會を救ふべき任務を與へられたのである。

かくてメツツァバルバは一七二〇年三月二日、リスボンを出發した。彼が葡萄牙を經由した理由は、前使  
ツールノンが葡王の傳道保護權を無視したがために陥つた苦難を再び味はふことの無からんがためであつ  
た。彼が乗つた船はゴアに二度碇泊した後、一七二〇年九月二十三日にマカオに到着した。

法皇はメツツァバルバを差遣するに當つて、豫めその先驅としてチエサティ (*Filippo Maria Cesati*)・*ノ  
ルラリ* (*Orazio-Maria Ferrari*) の兩バルナビットを支那に派し、新使節の到來を皇帝に知らしめんと圖つた  
のであつたが、彼等は陽曆一七二〇年十月一日法皇の書信を持つて北京に來つた。私はこのチエサティ・*フ  
ルラリ* の兩名こそは、「康熙與羅馬使節關係文書」第八に康熙某年 (陳垣氏はこれを五十六年とする) 九月十  
六日、法皇の奏帖を持つて北京に到着したと記されて居る費理薄、何濟格の二人ではないかと推測する。第  
八文書の全文は左の如きものであるが、

養心殿・武英殿等處管製造西洋人事、伊都立・張常任・王道化・趙昌欽奉上諭、傳與兩廣總督、廣東巡撫、九月十六日、到來西洋人費理薄・何濟格二人、稱係教化王所差、併帶來教化王奏帖一件、詢其來由、并無回奏當年所差艾若瑟傳旨之事、但云、教化王隨即差人復命、因無真實憑據、其奏帖皇上亦未開看、費理薄・何濟格二人、亦不曾着與在京西洋人見面、此二人、現留在京等候、此字到日、爾等可即速將此二人來歷查明回奏、又年再先自西洋來山遙瞻・德理格・馬國賢三人、自稱係教化王差來之人、皇上待之甚有禮面、前歲今山遙瞻已病故、德理格・馬國賢二人、看其行止、亦不似教化王差來之人、近使此二人、果係教化王所差否、查明回話再五十五年、曾有教化王帶來禁約告示一件、到山東省、因此告示悖理可疑、皇上故發紅票去、此帶來告示、果係教化王帶來、或真或假、一併查明回奏。

私がかく推す所以は、費理薄が Filippo-Maria Cesati の Filippo に當り何濟格の何が Ferrari の Fe と關係あるものではないかと見る點にある。その上、文中に「但云、教化王隨即差人復命」とあるのは暗にメッツァバルバの來朝を示すものらしいし、又「帶來教化王奏帖」とある奏帖が、法皇がチェサティ等等に托して呈せしめたと云ふ手紙に當るもの、如く思はれるのもこの推定を確かめるものであらう。故にこの第八文書は先づ一七二〇年（康熙五十九年）十月頃に作られたものと考へてよい譯である。

さてチェサティ等が到ると、皇帝は早速宦官を派して法皇の使であると云ふ證據を求め、問當の消息を問ひ、次いで新使節の人となりを聴き、皇帝に奉仕するに足る何等かの技藝に習熟せるや否やを尋ねしめた。かくてチェサティ等によつて新使節の來朝を知つた康熙帝は、これによつて支那教會を覆つて居る總べての暗雲が四散するに至るであらうと考へ、大いに期待したのであつた。

かくする中に、廣東を發したメツツァバルバが次第に京師に近づいたから、康熙帝は彼が着京する前に豫め全宣教師に支那典禮の眞意を知らしめ、彼等が新使節から質問された際の準備とさせようと考へ、康熙五十九年十一月十八日(一七二〇年十二月十七日)在京西洋人を乾清宮西暖閣に召して諭すところがあつた。その記事が實に康熙與羅馬使節關係文書第十一である。康熙帝がこの謁見で何を企圖せんとしたかは該文書に、  
今爾教王差使臣來京、請安謝恩、倘問及爾等行教之事、再衆人公同答應、中國行教俱遵利瑪竇規矩、  
：爾等不可各出己見妄自應答、又致紊亂是非、各宜凜遵。

とあるによつて明かに知ることが出来る。帝は從來メーグロ、ツールノン、ペドリニ等の輩が君前に於いては屢々巧言を用ゐて帝の疑惑を外しながら、一度君前を去ると、叛逆的言辭・動作をなして恥ぢないのに懲りて居たから、今度新使節の來朝に當つてはかゝることが生じないやうにするため、前以て宣教師連に一つの規矩を賦與し、彼等の行動を統一せんと試みたのである。

かくメツツァバルバを迎へる準備が萬端整へられた康熙五十九年十一月二十五日(一七二〇年十二月二十四日)、皇帝は李秉忠によつて使節が明日寶店に到るであらうと云ふことを知らされたから、翌日伊都立以下の役人を琉璃河に派して使節來朝の目的を問はしめた。これに對して使節は、

請皇上安、求皇上隆恩、有兩件事、一件、求中國大皇帝俯賜允准、着臣管在中國傳教之衆西洋人、一件、求中國大皇帝俯賜允准、着中國入教之人、俱依前歲教王發來條約內禁止之事。

と答へた。これによつて見てもメツツァバルバ來朝の目的が在支宣教師の總管と Examine の勵行と云ふ兩方面にあつたことが知られる。皇帝は使節來朝の目的が、先に傳來して大騒動を惹起せしめた法皇條約

の勵行にあると云ふことを知つて、全く意外の感に撃たれたから、直ちに役人に命じて次の如き言葉をメツツァバルバに傳へしめた。

教王條約與中國道理大相悖戾、爾天主教在中國、行不得務必禁止、教既不行、在中國傳教之人亦屬無用、除會技藝之人留用、再年老有病不能回去之人、仍准存留、其餘在中國傳教之人、爾俱帶回西洋去、且爾教王條約、只可禁止爾西洋人、中國人非爾教王所可禁止、其准留之西洋人、着依爾教王條約自行修道、不許傳教、……爾亦不可再行乞恩瀆奏、爾若無此事、明日即着爾陛見、……嚴褫原係起事端之人、爾怎不待他同來。

即ち教王條約は中國の道理と悖戾するから、この禁約を遵奉する宣教師があるならば、彼には傳教を許さぬ。強いて行ふ者があるなら天主教を禁止する。使節が若し再びこのことを言はなければ、明日謁見を與へようと云ふのである。

かくて禁約の勵行を強要すれば、支那天主教會が没落の運命に陥るのであるから、メツツァバルバとしては非常に困難な立場に立つた譯である。併し彼は敢へて再び前記の二使命を回奏し、遙々羅馬より持來つた法皇の手紙（教王表章）を皇帝が受納せられんことを哀泣して求めた。併し皇帝はこのことが役人によつて傳へられると、益々教王條約禁止の決意を固め、二十八日（十二月二十七日）、使節に傳ふるに次の如き文句を以てした。

爾教王條約與中國道理大相悖謬、教王表章朕亦不覽、西洋人在中國、行不得教朕必嚴行禁止、本應命爾入京陛見、因道理不合、又生爭端、爾於此即回去。

これに見ても明かなるが如く、康熙帝は使節が教王條約履行の件を容易に撤回せざるを見て、若しこれをして在留せしめたならば、更に困難事が生起するであらうと考へたから、速かに退去すべきことを求め、在京西洋人中、技藝に習熟せぬ者、及び習熟して居る者の中でも歸歐の意志を持つ者はこれを歐洲に連れ歸るやう諭したのである。

この勅諭が同日既に拱極域に在つたメツァバルバの許に傳へられると、使節はこれによつて自己の任務が到底遂行し得ないものであることを知り、徒に滞在を延引させることの無駄なるを悟つたから、終に歸歐の決意を懷き、次の如く奏した。

臣自西洋九萬里、奉教王命遠來、臣福分淺薄、不能一覲天顏、教王表章不能上達天聽、臣之福薄、臣何敢再多言、但臣哀懇皇上天恩、臣一路海中來、身體疲憊、容臣候至明年開河時、於水路回廣東去。

かくして遙々海を渡つて來使した甲斐もなく、使節は再び歐洲に歸去せねばならぬかに見えたが、皇帝の態度は速かに變り、局面が一轉回することゝなつた。即ち十一月二十九日、皇帝は使臣をメツァバルバの許に派して、德理格（ペドリニ）と嚴檔（メーグロ）との罪を斷じ、西人がみだりに支那の教義習慣を論ずることの僭越をなじる上諭を傳へしめたのに對し、使節が、

臣無他說、只求皇上隆恩將教王表章并發來禁止條約賜覽、其中有合中國道理者、求皇上准令入教之人依行、有不合中國道理者、亦求皇上明示、臣嘉樂係使來之人、不能違教王命、能遵旨改正者、臣即遵旨奉行、臣不能自己改正者、臣即寄字與教王、明白傳皇上旨意。

と奏したところ、帝は李秉忠（西洋人の所謂 Typuan）を派して、教王條約底稿と教王表章底稿との奉呈

を求めた。かくして法皇の手紙 (Brief) と Ex illa die 勅書との提出の機會を與へられた使節は、若しこの場合、輕卒にこの勅書を奉呈したならば、忽ち皇帝の怒りを買ふであらうと考へたから、支那天主教會の安寧のために、敢へて或程度まで支那典禮を認容する文書を呈上するの妥當なるを思ひ、有名なる「准行八條」<sup>(13)</sup>を含んだ文書を法皇の手紙と共に提出した。この准行八條 ( huit permissions ) は、使節が不幸使命を遂行し得ずして離京するに當り、マカオに於いて公布した (一七二一年十一月四日) 所謂メツツァバルバ教書の中に掲載されて居るが、これを一讀する者は、誰しもその内容が勅書と著しく異つて居ることに氣づくであらう。即ち孔子崇拜や、祖先崇拜等に關する典禮は或る條件の下に許可されて居るのである。使節がかく認容の文字を發したのは、偏へに彼の專斷にのみよるものとは考へられない。「北京傳教史」の著者、トーマ氏はこの准行八條が餘りにも急速に構成された事實から見ても、かく聖應の決定を寛大に變へ、典禮擁護者の反抗を避けると云ふことは、豫め羅馬に於いて考へられて居たのであらうと言つて居るが、誠に妥當な考へとすべきである。

康熙帝は、使節が提出したこの二文書が共に西洋字なるを以て、在京西洋人に命じて漢譯せしめると同時に、遂に十一月三日 (陽曆十二月三十一日)、メツツァバルバに拜謁を許可したのであつた。この日、使節が法皇より委ねられた種々の贈物を奉呈すると、帝はこれを嘉納し、使節の勞をねぎらつて、多くの品々を與へたが、最後に法皇が自己の習熟して居ない事柄に就いて發言することの僭越を非難した。<sup>(14)</sup> 皇帝はこの後も屢々メツツァバルバに謁を與へ、これを好遇したのであつたが、同年十二月十八日 (陽曆一月十五日) 伊都立等が奏上して御前通事の西洋人達の言葉が互に參差して信を置き難く、従つてメツツァバルバの奏上の言

も信用し難いと言ひ、更に、

德理格・馬國賢等以爲、皇上俯允教王所請、着入教之人俱依教王所定條約行、與嘉樂稱賀、嘉樂亦偏信德理格・馬國賢之言、中心搖動。<sup>16)</sup>

と申し出たので、皇帝は同二十一日（一月十七日）、伊都立等を使節の處に派して、西洋人の言語が參差して規矩がなく、爾の「回奏之言」に私意を加へる傾向があるから、どれを信用してよいか分らないと云ふ旨を傳へしめると共に、愈々 Ex illa die 勅書の提出を追つた。使節はこれに對して、

臣有帶來教王條約一件、求皇上命衆西洋人譯出賜覽、有與中國道理相合者、求皇上批准、有不合中國道理者、亦求皇上批示、以便便寄信教王去。<sup>17)</sup>

と奏した。かくして先に「准行八條」を提出して、急迫せる事態から一旦逃れることを得たメツツァバルバは終に皇帝の要望もだし難く、勅書そのもの、奉呈を圖ることとなり、形勢は全くクライマックスに到達したのである。

翌日在京宣教師一同は皇帝の命に従つて使節の宿舎に到り、「教王條約」を漢譯して直ちに康熙帝に奉呈した。この漢譯された「教王條約」こそ「康熙與羅馬使節關係文書」第十四の所謂「禁約」に外ならぬであらう。これは Ex illa die を幾分簡單にしたものではあるが、羅馬聖廳が意圖せるところは充分これによつて察知し得るのである。即ち康熙帝の素志とは全然一致する餘地のないものであることは勿論、かの「准行八條」とも大いに異なるものである。かくの如き文書を敢へて呈上し、その是正を求めたのであるから、康熙帝が大いに憤慨し、終に最後の態度を示すに至つたのは當然である。かくて帝は左の如き言葉を發してその

意志を表明した。

覽此告示、只可說得西洋人等小人、如何言得中國之大理、況西洋人等、無一人、同漢書者、說言議論、令人可笑者多、今見來臣告示、竟是和尚道士、異端小教相同、彼此亂言者莫過如此、以後不必西洋人在中國行教、禁止可也、免得多事。

この言葉は嘉樂來朝日記にも掲載されて居るが、陳垣氏の影印本の最後には康熙帝の硃筆がそのまゝ影印されて居る。かくの如く、康熙帝は西洋人が漢籍に對する知識乏しきにも拘はらず、支那の教義典禮を批判し、頗る正鵠を缺いた結論を出して省みぬ状態を以て誠に笑ふべきことゝなし、天主教公許は反つて害を致すものであると考へ、これを禁壓することをまで決意したのである。一方帝は御前大監の陳福を遣してメツツァバルバの「辯論之言」と自分の「前後旨意」とを前と同様、紅字で印刷して露西亞經由と、廣東よりの海上經由とにより、西洋に送る旨を使節に傳へしめ、同時に「以後亦不令陛見、爾回奏之言、可寫字奏」と述べて、再び會はないと云ふ決心を表明した。

メツツァバルバは、事態が既にかくなつた上は、到底自己の任務を遂行し難いと覺つたから、今後の滞留の最早無駄なることを考へて居たところ、十二月二十四日（一月二十一日）康熙帝は使節以下の各西洋人を清溪書屋に招致し、嚴褱・德理格・利國安等の罪を寛恕した後使節に向つて次の如く言つた。「爾欲傳朕旨與教王、爾欲遣人回去。」これを聞いた使節は渡りに船と、「臣自己回去、傳皇上旨意、方能明白、求皇上隆恩命臣自己回去、」と申し出た。皇帝はこれを許可して、

爾於明歲再定回去期、今事態俱已明白、朕之旨意爾亦全曉、爾係使臣、辨論道理之時、朕必直言無隱、

爾既不復爭辨、朕仍前優待、朕原視中外爲一家、不分彼此、爾可小息一二日、京城內天主堂隨爾便居住、以副朕懷柔至意。

と述べた。かくして歸歐を許されたメツツァバルバは陽曆一月二十七日、丁度來京して居たツァアの使臣と共に皇帝より賜餐を受けた後、三月一日の陛見を最後として同月三日北京を發して歸歐の途に上り、五月二十七日マカオに着いた。十一月四日、同地に於いて先に皇帝に呈した准行八條を含む一教書を發布した後先使ツールノンの遺骸を船に載せて、一七二一年十二月九日マカオを出帆したのである。

メツツァバルバの使命はかくの如くにして失敗に歸し、康熙帝をして天主教禁止をまで決意せしめるに至つた。思ふに彼の使命は支那典禮を異端的なものと斷ずる勅書の勵行にあつたのであるから、固よりそれが康熙帝の容認するところとなる筈のものではなかつた。このやうな到底遂行不可能な使命を與へられた使節は、人間として極めて不幸であつたと言はねばならぬ。それに就いてホルディエ氏の次の言葉を引いて置かう。

メツツァバルバは注意深く且つ拔目なく、前任者の缺いて居た商議代表者としてのあらゆる資格を具備して居た。若し世に鎮めねばならぬ神經の過敏さ、手當を加へねばならぬ傷、或ひは柔げねばならぬ嫌惡感等が存する仕事があるならば、正しくかくの如き仕事に直面した人こそメツツァバルバであつた。併しこの仕事は到底遂行不可能であつた。康熙帝は自國の政治をも國民をも知らぬ外國人と神學上の爭論をすることに飽いて居た。とは言へ彼は使節に對しては好意を持つて幾度も會つた。

クレメント十一世が試みた兩度の使節派遣による典禮問題解決の企圖は共に失敗に終つた。即ち法皇は今

後支那典禮に關する *Ex illa die* の如き書を支那に施行することの不可能なるを充分に知らされたのである。こゝに「法皇權の絶對か」・「支那天主教會の存續か」は天主教會の合言葉となつたのである。併し權威の擁護に熱狂した法皇は、終にそのためには支那教會を犠牲に供して省みぬに至り、一七四二年七月十一日ペネディクト十四世は勅書 *Ex quo singulari* を發して典禮を否認し、以後この問題に就いて論ずることを禁じたから、こゝにさしもの典禮問題も一段落を告ぐることゝなつた。このことは當然支那天主教の没落を意味するもので、やがて耶蘇會も一七七三年法皇より解散を命ぜられてしまつた。一方支那當局も「中國天主教傳教史」に、

事實上、康熙以後的滿清君主、雖則依舊重視教士們的學術、却已痛恨着他們的宗教、各省官員、也明知皇上已變了主意、纔敢大膽肆行壓迫、此外教士們、既然大抵是外國人、自然也像目前一樣、很容易被誣爲外國政府的工具。

と云ふが如き態度を採つたから、こゝに利瑪竇以來の天主教傳道も全く昔日の面影を失ふことゝなり、僅かに一條の燭光を残すのみとなつた。雍正・乾隆・嘉慶・道光四朝を通じて、再三に亘つて生起した大小の天主教禁壓の基礎は、康熙の末葉に置かれたものと見るべきであり、支那側のかくの如き態度を誘導したものは典禮問題であつた。

## 註

1. Auhauer, J. B.: *Christentum und Buddhismus im Ringen um Fernasten*, S. 181. 尙書クアンノ十一世が *Ex illa die* を發した動機その支那への傳來、支那天主教會及び康熙帝に與へた影響等は、「市村博士古稀記念東洋史論叢」所載の玉井是博氏の論

文に詳述されて居るからこゝには更めて説かない。

12 紅標に就いてもやはり玉井氏の論文を参照された。

13 Thomas, A.; Histoire de la mission de Pékin T. I. p. 275.

4 Jann, A.; Die katholischen Missionen in Indien, China und Japan. S. 506.

5 Thomas, A.; *ibid.* T. I. p. 273.

6 一七二〇年十二月十二日、康熙帝はバランナン(巴多明)、リバ(馬國賢)兩宣教師に向つて次の如く述べた。「朕は曾つて汝等の宗教に對して嚴格なる上諭を發したが、これは全く事態の不分明が然らしめたことであつた。然るに今や使節が到來するとせば、明かに總べてのかたがつくであらうから、朕は最早何事をも求めぬであらう。汝等がことが既に終つたことを知らねばならぬ。以後は汝等が互にその伊太利人なることも、佛蘭西人なることも、葡萄牙人なることをも忘れて和合し、平和を護らんことを希望するのみだ。即ち汝等が純一の手段によつて物事を處理し、協力して朕に力を貸すやう希ふ。汝等歐洲人は徒らに爭論を繰返して居るが、朕はこれに干與するを欲しない。朕は寧ろ汝等の爭論を放置するであらう。と云ふのはかゝる爭論は朕にとつて全く不必要なことであるから」(Thomas; *ibid.* T. I. p. 274.)

7 「嘉樂來朝日記」

8 「嘉樂來朝日記」

9 「嘉樂來朝日記」

10 「嘉樂來朝日記」

11 「嘉樂來朝日記」

12 「嘉樂來朝日記」

13 「准行八條」とは左の如し。

(1) 支那天主教徒の住宅に於いて故人の名を書きたる牌位の使用を許可す。但しその隣牌位の傍らに故人の魂の在處に關する天主教の掟を記すべし。又迷信的と考へられるものや、スキャンダルの對象となるが如きものは總べてこれを除くべし。

(2) 異教的でもなく、又そのおそれもなき限り、祖先崇拜の意味で行はれる支那國民の儀式はこれを許可すべし。

(8) 迷信に墮せざる純粹道義的なる孔子崇拜はこれを容認す。但しその際通常行ふが如き銘を有せざる、即ちその代りとして教會の掟を記したる牌位の使用をなすべし。更にかく修正されたる牌位の前に蠟燭を燈し、香を焚き、机上に肉・果物・果物の砂糖煮等を供ふるを認む。

(4) 修正されたる牌位・棺、故人の屍體等の前に於いて、敬禮・跪拜並びに平伏を行ふを許す。

(5) 葬式の入費にあてるために、香や蠟燭や其他のものを贈與するを許可す。

(6) 修正されたる牌位の前―上記の如き銘を有し、且つ迷信のおそれなき―に、肉・果物並びに果物の砂糖煮等を供ふるを許す。唯故人に對する追憶と尊敬とのしるしを示す意味に於いて。

(7) 修正されたる牌位の前に於いて右記の如き叩頭の儀式を行ふを許す。

(8) 修正されたる牌位の前、或ひは墓前に於いて香を焚き、蠟燭を燈すを許可す。但し上記の如き條件の下に。

この八條はメツツァムルバがイカオに於いて發した教書の中に掲載されて居るもので、私はフランス文より譯出した(Thomas; *Ibid.*, T. II, p. 298-301.)。

14 Thomas; *Ibid.*, T. I, pp. 298-301.

15 この日康熙帝と使節とは次の如き問答を行つた。「朕覽西洋圖畫內有生羽翼之人、是何道理、嘉樂奏云、此係寓意、天神靈速如有羽翼、非真有生羽翼之人、上隨諭、中國人不解西洋字義、故不便辨爾西洋事理、爾西洋人不解中國字義、如何妄論中國道理之是非、朕此問卽此意也。」これは「天使問答」として頗る有名なもので、西洋人が自己の知識乏しきにも拘はらず、他を批評して省みぬ性癖あるを、この時早くも康熙帝は洞察喝破したのである。しかも帝は西洋人が支那の典禮にのみ純神學的立場を持ちながら、自ら天使の如き偶像的なものを奉じて平然たるのを知つて、使節との對話の際に巧みにこれを提示し、使節の落込む壺を見越して、豫め牽制した譯である。こゝに帝の政治家としての巧妙さを見ると共に、典禮に對する西洋人の批判を帝が如何に見て居たかを知ることが出来る。

16 「嘉樂來朝日記」

17 「嘉樂來朝日記」

18 皇帝は先にメーグロを放逐したことを非常に残念に感じて居たから、今度新使節が來朝したと云ふことを知るや、彼はきつと問題

の張本人たるメーグロを連行して來たに違ひあるまいと考へた。然るに案に外れてかゝることがなかつたから、帝は甚だ不本意に思ひ、使節が來朝するや、屢々これに就いて詰問するところがあつたのである。

19

利國安は *Notices biographiques et bibliographiques sur les Jésuites de l'ancienne mission de Chine*. T. II. pp. 488-9 に於ては伊太利耶蘇會士ジョヴァンニ・マッソリアティ (Giovanni Laureati) である。彼は一六九七年より陝西傳道に従事して成績を上げ、數年後フィリピンに去つたが、ツールノンが該地を経て支那に來る際、隨伴して再來し、以後ずつと福建省にあつて傳道に従事して居た。後皇帝の召によつて入京し、康熙五十八年十月二十二日拜謁して面諭を受けたことを示すものが左に掲げる。「康熙與羅馬使節關係文書」第十である。「康熙五十八年十月二十二日、福建住堂西洋人利國安赴京陸見、奉上面諭利國安並兼西洋人等、爾西洋人之事、朕前後旨意俱無分別、先年發去上諭並紅字旨意、並面諭多難、俱是一旨、爾等來中國者有優劣不等、利國安係新會長、以後西洋來信必先奏聞、毋得隱諱、爾等西洋人內、如仍似前次各出己見、亂寄書信者、即係亂法之人、在中國亦無用處、除會技藝人留用外、其餘兼西洋人務必逐回、斷不姑留。」この文書はラウレアティが新會長 (Vicere) になつたのを機會にこれを福建より北京に呼び、今後は會長の責任として西洋から來信があれば必ず先に奏聞せしめる旨を傳へたことを語るものである。尙ほラウレアティはその生國が伊太利であつたためか、又はツールノンとの特殊の關係に基くものであるためか、それとも福建の如き未開な地方にあつたためか、兎に角耶蘇會士にしては珍らしい支那典禮の否認者で、後メツツアバルバが來朝するや、懇々廣東まで出て行つて新特使に忠順を誓ひ、使節の使命達成に出来るだけ便宜を圖らうと説いたと云ふことであるが、使節が北京に到るや彼も密かに入京して種々畫策したらしく「嘉樂來朝日記」には次の如き記事が見えて居る。「先是、耶蘇會會長福建住堂西洋人利國安、於五十八年曾自福建來陸見、至是利國安開西洋使臣來、即往廣東、煽惑使臣、仍潛至京師、藏西洋人墳所、上陳知其實、於本月(康熙五十九年十二月)二十一日、傳旨與提督隆科多、着將利國安查拿、於二十二日、隆科多將利國安拿到奏聞。」

20

Morant, G. S.; *L'épopée des jésuites français en Chine*. pp. 177-9.

21

Cordier, H.; *Histoire générale de la Chine*. T. III. p. 330.

## 七 使節羅馬派遣問題

康熙帝の典禮問題に對する積極的な對策を示すものに使節羅馬派遣がある。これに就いては先に玉井是博氏が「市村博士古稀記念東洋史論叢」中に於いて論せられ、今又此處に更めて論及する必要があるやうではあるが、尙ほ若干氏の論じ足りない點もあり、且つは又本論文全體としての體裁上、到底この件を割愛することは不可能であるから、重複をいとはずこゝに論述を加へることゝし度い。

抑々康熙帝が在支宣教師の中から數人を選び、これを羅馬に派遣せんとしたことは前後四回に及んで居る。而してこれらはその發遣の動機に於いては必ずしも同一ではないが、前後の事情が何れも典禮問題に係して居る點に於いて、共にこゝに論ずる價値を有するものである。

第一次。これに就いては玉井氏も引用されて居るやうに、「康熙與羅馬使節關係文書」第一は次の如く傳へて居る。

覽多羅所奏、朕知道了、無用再諭、但白晋已與沙國安不和、叫回白晋何如、還有不盡之諭、等多羅好了  
陛見之際再諭、傳與多羅寬心養病 不必爲愁。

白晋は白進とも書かれるブーヴェー (Jochain Bouvet) であり、沙國は即ちマリニアニ (Sabino Mariani) である。康熙帝は西曆一七〇六年十二月三十一日に第一次拜謁をツールノンに許すと共に、法皇が遙々使節を中國に派し、數々の珍奇を贈呈したのに答へるため、返禮としての贈物を羅馬に携行し、同時に技藝に習熟した歐洲人を選んで中國に送るやう要請せしむる使節の派遣を決意したのであつた。皇帝はこの際その

使節を自分が信任して居る者の中より選ばうとし、結局ブーヴェーがその選に入つた。然るにツールノン  
ブーヴェーの如き耶蘇會士によつてかくの如き使命が遂行されることは、事態を益々紛糾せしめるものであ  
ると信じたので、自己の隨員であるマリアニをしてその使節に任せられるやう皇帝に申し出た。皇帝はブー  
ヴェーを忌避する理由を問うたので、ツールノンがブーヴェーは佛蘭人であるから、葡萄牙の傳道保護權に  
觸れ、従つて使命を完遂することは困難であらうと答へたところ、皇帝はこれを聞いて大いに怒り、一介の  
葡萄牙王が自分の使節に對して文句を挿む權利がどこにあるかと言つたと傳へられて居る。

かくの如く使節任命の際に於いて既に若干の面倒ないきさつがあつたが、一七〇七年一月一日、ブーヴェ  
ーは北京を出發し、これにマリアニも同行した。この際ツールノンは皇帝より委任された法皇への贈物をマ  
リアニ一人に携行せしめた。然るに兩人は遂に和合せず、ために使命を遂行せずして終ることになつた。そ  
の事情を示すものを最初に引用した硃筆文書である。陳垣氏はこの文書の作製年月を推定して「康熙四十  
五年春初」のものとするのであるが、私はこれに従ふことは出來ぬ。何故ならば、トーマ氏の北京傳教史に  
よつてツールノンの北京に於ける日程を見るに、陽曆六月二十一日（一七〇六年、康熙四十五年）には、ツ  
ールノンは通譯のアピアニを宮中に派して拜謁を願ひ出たところが、皇帝はその願ひのおもむきを代理人の手  
を通して奏上するやうにと促したので、彼は翌二十二日一つの上奏文を書き、その中でブーヴェーがマリア  
ニと共に法皇に呈することを命ぜられた皇帝の贈物を獨占してしまつたと訴へたとある。これによれば、前  
掲の硃筆文書はいかにしてもこのツールノンの上奏と關係あるもの、即ち六月二十二日のツールノンの上奏  
に對する回答と見るべきであるから、この文書は六月二十二日のものか、或ひは少くともその翌日頃のもの

であると思なければならぬ。かく觀じ來て、今 Memorie storiche della legazione e morte dell'Emmentiss Monsignor Cardinale de Tournon を調べるとその第三卷四十九頁に左の如き前掲康熙帝硃筆文書の伊太利譯を發見する。

Ho veduto quello, che Tolo m'ha scritto, e l'intendo. Non é necessario spendir altro Decreto. Non accordandose Pe-Gin (Giacchino Bouvet) con Xa-quengan (Sabino Mariani) che vi pare, se io richiamo Pe-Gin? Ho altre cose, che non ho dette. Quand Tolo stará bene, allora mi vedrá, e gliele diró. Dite a Tolo, che sta allegro, che s'abbia cura, e non si pigli fastidio.

これは「一七〇六年六月二十三日に教長猊下に傳達された勅諭の寫」(Copia del Regio Decreto mandato a Monsignor Patriarca á 23. Giugno 1706) と云ふ見出しがあるから、私の推定は略々當つた譯である。陳垣氏の春初とする推定はいさゝか粗笨に過ぎたものと言はねばならない。

思ふに康熙帝によつて羅馬に派遣されたブーヴェー、マリアニの兩名は、法皇に對する皇帝の贈物を持つて廣東に到つたのであるが、ブーヴェーは佛蘭西系耶穌會士であり、マリアニはツールノンの隨員であつた關係上、相互の間が圓滑にゆかず、互に正使たるの資格を争ひ、ブーヴェーはマリアニより贈物を取上げてしまつたので、マリアニはその由をツールノンに告げて解決を求めたのである。かくて彼等は出發してから既に六ヶ月を経過したるに拘はらず、未だに廣東に逡巡して居た譯である。康熙帝はツールノンよりこれを聞くや、この兩人をこのまゝローマに遣すことは反つて事態を悪化せしめるものであるといみじくも觀破し白晋即ちブーヴェーの召還をツールノンに圖つたのであつた。然るにその後所謂閩當問題が起つたため、康

熙帝の典禮問題に對する態度は一變し、單に法皇に對して贈物を呈する使節の派遣は不必要となつたから、未だ廣東に居たブーヴェー、マリ、アエの兩名を北京に召還したのである。尙ほこの事件に關聯して「康熙與羅馬使節關係文書」第六には玉井氏も引いて居られるやうに、

前原説、沙國安回西洋去時、教化王預備幾人、與沙國安同來、後因沙國安不曾回西洋去、此幾人竟未見來。

と見えて居るから、康熙帝は白晋等をローマに派するに當つて、學藝に習熟した人々の派遣を法皇に求めようとしたことが知られる。

第二次・第三次。かく皇帝は第一次使節を召還すると同時に、直ちに第二次使節の派遣を決意した。その選に入つた者が實にバルロス (Antonio de Barros 龍安國)、ボーヅァイヘー (Antoine de Beauvillier 薄賢士) の兩名であつた。彼等は共に耶蘇會士で、前者は葡萄牙人、後者は佛蘭西人であつた。即ち康熙帝は先に詳述した如く閩當問題の結果、西洋人が徒に自國の習俗儀禮に對して誤つた議論を弄し、しかも法皇廳が中國に派したツールノンの使命が西洋人間の内争を鎮靜することにあらずして、支那典禮の否認にあることを感付いたので、大いに憤激し、こゝに更めて自己の使節をローマに遣して、支那典禮が異端的なものではなくして、道義的なものであることを宣言し、合はせてツールノンの來朝が惹起した事態の紛糾を告げてツールノンの解任を法皇に要求せしめんとしたのであつた。バルロス等はかゝる使命を帯びて同年の十月廣東を出發した。玉井氏發見の所謂紅票の中に、「康熙四十五年、已曾差西洋人龍安國・薄賢士」とあるのはこの使節行について語つたものである。然るに康熙帝は南京教書の發布によつて一層惡感情を増すに至つたか

ら、この使節の暴舉を訴へて法皇廳の反省を促すために、バルロス等の歸國を待たず、更めて使節をローマに派遣しようと決心した。新使節にはプロヴァーナ(Giuseppe-Antoine Provana 艾若瑟)・ライモンド(Giuseppe Rainondo 陸若瑟)の二人が選ばれた。彼等について紅票は「康熙四十七年、差西洋人艾若瑟・陸若瑟」と傳へて居るが、實際に於いてこの兩人が北京を出發したのは一七〇七年十月二十七日(康熙四十六年十月三日)で、廣東に到着したのは同年の十二月二十日(陰曆十一月二十七日)であつた。「正教奉褒」に「艾若瑟、四十六年十月、奉命赴羅馬」とあるのはこれに相應する記事である。紅票が四十七年とするのは、或ひは彼等がマカオを出發した時を指すものであらうか。

康熙帝がこれら兩回の使節に期待したところは頗る大きかつた。即ち彼はそれによつて充分な影響を法皇に與へることが出来るものと信じて、その成果を待つた。然るに兩使節行の消息も傳はらない中に、一七〇五年法皇が典禮否認の勅書である *Ex illa die* を發し、それが間もなく中國に來傳した事實を知るに至つたから、法皇側のこの不誠意な態度に對して大いに立腹し、直ちに所謂紅票を發して詰問するところがあつたのである。その間康熙帝がいかにこれらの使節の消息に關心を有して居たかを傳へるものに「正教奉褒」の次の記事がある。

康熙五十年三月二十二日、蘇霖・紀理安・巴多明等奏稱、……且遠臣艾若瑟等、奉勅回西、數年以來、時屢聖、下詢回音、如此眷顧體卹、世所罕覩。

一七二〇年(康熙五十九年)メッツァバルバ使節が來朝するに及び、帝は彼こそは確かに四人の使節の消息を持つて來た者に違ひあるまいと信じ、先づ廣東總督に命じて、果して然るかを問はしめた。メッツァバ

ルバはこれに答へて、

兩回の使節に關して歐洲より消息の來らざりし所以は、先の二名は歐洲に到着するに先立つて難船して死し、ライモンドも又未だローマに到着する以前に西班牙に於いて死亡せるが故なり。獨りプロヴァーナは最初皇帝の使節なることを證する信任状を示さざりしがために注意されざりしが、彼がそれを提出するに及んでその役目に相應するの敬意を以て遇されたれども、醫師は彼の健康狀態を以て歸航し能はざるものと宣せり。しかるが故に、法皇は皇帝に對する書狀を健康上到底使命を遂行し得ざるプロヴァーナに渡さずして、代りに余を派し、皇帝の高き徳と天主教及び宣教師に對して與へられたる保護に、敬意を表せしめんとしたるものなり。<sup>13</sup>

と述べた。この言葉は從來四人の使節の消息を傳へるものとして信用されて來たが、モラン氏の研究が出づるに至つて大きな疑問を持たれるやうになつた。抑々康熙帝自身もメッツァバルバの上の如き言葉に對して頗る疑心を懷いたものである。即ち「嘉樂來朝日記」の康熙五十九年十二月二十二日（一七二一年一月十九日）の條に、帝が「況中國所使之人、一字不同、都暗害殺死」と述べて居るのは蓋しこの間の事情を傳へたものであらう。即ち帝はこれらの使節が羅馬に携行した皇帝の文書が法皇の意に反したゆゑ、彼等は終に不幸な目を見るに至つたのではないかと想像したのである。更に西洋側の史料によれば、一七二一年一月三日（康熙四十九年十二月六日）のメッツァバルバ拜謁の際、帝は彼に問うて、その遣した四人の使節が法皇の命により *Morire di morti violenta* したのではないかと言つたといふことであるが、これも同様の事實を傳へるものであらう。

皇帝がこのやうに疑つたのには根據があつた。モラン氏によれば、プロヴァーナは一七〇九年の初頭、皇帝の莊重なる宣言文と通告書とを法皇に呈すべくローマに到つたところ、インキヂションと法皇廳とは早速彼を投獄し、しかもその際彼が持來つた公文書はかくされてしまつたといふ。このことが恐らく耶蘇會士の手を通じて、皇帝に報告されたのであらう。されば帝はメツツァバルバが極力遣ローマ使節の消息を説いて法皇側の立場を有利にしようと圖つても、一向これに動かされることになかつたのである。即ち帝は一七二〇年十二月二十七日には使節に次の如く問うて居る。

朕はこれらの人々を歐洲に派したが十二年間何等の消息も傳はらなかつた。プロヴァーナはローマに於いて皇帝の使節が當然受くべき待遇を受けず、且つ皇帝の使節とは認められなかつたといふではないか。かくプロヴァーナに就いてメツツァバルバが傳へた消息が虚偽のものであるとするならば、バルロス等に關する使節の言葉も疑はしいものと考へなくてはならぬ。モラン氏はクレメント十一世の在任中には自己の意見に従はない者を投獄した例が多かつたと述べて、暗にバルロス等もかかる運命に陥つたのではないかと見て居るが、今然りと斷定するのはいさゝか尙早の嫌ひあるにしろ、プロヴァーナの例もあることと一應疑つてかゝるのが妥當であらう。メツツァバルバは要するに法皇の走狗であるから、彼が自己の立場を有利にしようとして述べた言葉を直ちに信用するのは危険である。

プロヴァーナは康熙五十八年復航の途次小西洋大浪山に於いて病のため死亡し、棺柩は翌年廣東に運ばれた。康熙帝は六十一年大臣を廣東に遣して城外瑤台郷に厚くこれを葬らしめた。モラン氏の傳へるところによれば、廣東近傍 Yeon toi tsoun (瑤台村) にプロヴァーナの墓があり、皇帝使節艾公と銘してあり、大理

石で出来た立派なもので、今尚ほ村民はこれを大切に取扱つて居るとのことである。それは恐らく「正教奉褒」に「筋地方官購買山地十一畝、以作墳塋、并置業田二十六畝零、以資永遠修掃之費」とあるのに照應するものであらう。康熙帝がプロヴァーナに對してこのやうに立派な墳墓を作つてやつたといふことは、彼がいかに自己の派遣した使節に就いて關心を有し、期待を持つたかを證するものである。帝は實に中國の聖天子として、自己の使節が異國に於いて鄭重に取扱はれ、従つてその使命とするところが完全に傾聽されて、典禮問題が正しい解決を受けるであらうと信じて居たのである。併し北京とローマとを隔てる遠さと、使節に選んだ者が法皇の指導下に立つ宣教師であつたといふやうな皇帝側にとつての數々の不便宜は、法皇廳をしてこれらの使節の消息を曖昧ならしめるを得せしめ、帝が折角立案した使節派遣による典禮問題の解決を失敗せしめるに至つたが、併しこの失敗は必然的に皇帝の羅馬に對する感情を惡化せしめ、その結果皇帝は終に斷乎たる態度を以て典禮問題に當ることになつたのである。

第四次。これは全く康熙帝がメツツァバルバの來朝に對する答禮として企畫したものである。帝は康熙五十九年十二月十三日（一七二一年一月十日）メツツァバルバ以下の諸西洋人を清溪書屋に招致し、使節に向つて次の如く語つた。

爾當於隨爾來人中出二人、回西洋去、傳諭朕恩、朕旨意無多語、一、教王遣爾來謝恩、朕深嘉念、二、教王遣爾來請安、朕躬康健、爾等所目觀、三、教王所貢物、朕念遠人胥服之情、俯賜存留、只此三事當寫出與爾、以便爾譯西洋字。

これに明かな如く、帝は法皇に呈する書簡の要旨をメツツァバルバに傳へてそれを翻譯せしむると同時に、

使節の隨員の中から二名を選んで該書信の傳達を圖らしむるやう命じたのである。又同日帝は諭を降して、

朕軫念西洋距中國九萬里、自古及今、從無通貢、茲爾教王竭誠、遣使遠來、殊屬可嘉、爾使臣嘉樂、朕念係教王所差、特錫殊恩、備加榮寵、茲因使臣嘉樂遣人回西洋、特寄賜教王玩物數種、以示懷柔至意。<sup>(19)</sup>

と述べた。思ふに、帝はメツツァバルバが法皇よりの獻物を捧げたことを以て、支那一流の考へから、これを一種の通貢と考へ、誠に嘉すべしとなし、メツツァバルバの隨員の中より使臣を選んで、これに法皇に對する答禮の贈物を携行せしめんとしたのである。然らば誰がこれに選ばれたかといふに、「嘉樂來朝日記」の十二月十八日の條に、

據嘉樂奏稱、教王使臣來中國得覲天顏、臣受皇上殊恩、有加無已、臣甚願寄字與教王去、差隨臣來利若瑟・羅本多二人回去等語。

とあることによつて、それが利若瑟と羅本多であることを知る。そしてヴィアニ(Viani)の日記により、利若瑟がリナルド・ダ・ヂョゼッペ(Rinaldo da Giuseppe)に當り、羅本多がベネデット・ロヴェダ(Benedetto Roveda)に比定されるべきものであることは疑ひない。<sup>(20)</sup> 帝はこの兩人を次の如き方法を以てローマに送らうとした。

其利若瑟・羅本多、往廣東去、現有廣東總督・巡撫之人在此、即將利若瑟・羅本多、交與總督巡撫之人照管由驛跣送去、仍寄字與總督巡撫、利若瑟・羅本多到時、於明年二月内、趨回小西洋船之便、將利若瑟・羅本多、急速照着起程可也。<sup>(21)</sup>

かくの如くして、法皇に呈する書簡も出來上り、贈物も定り、これらを羅馬に携行すべき使節の人選も終

り、中國を出發するまでのあらゆる手筈が整つた時に、突如として遣使の中止を餘儀なくせしめるやうな事件が発生した。即ちそれこそは前章に於いて詳細に論じて置いた十二月二十一日（一七二一年一月十八日）の教王條約に關する皇帝とメッツァバルバとの衝突の一件である。皇帝はこの日西洋人が翻譯した條約、即ち *Hex illa tie* を一讀して、法皇の態度を笑ふべしとなし、天主教禁壓を決意してメッツァバルバの歸國を諭すに至つたから、自然リナルド等の派遣はその意義を失ふことになつたのである。かくて彼等はメッツァバルバと行を共にすることとなり、皇帝使節といふ名を失ふに至つた。

註

- 1 「典禮問題に關する漢文の二資料。」
- 2 *Memorie storiche della lagazione e morte dell' Eminentiss. Monsignor Cardinale de Tournon.* T. III. p. 49.
- 3 *Choix des lettres éditantes.* T. II. pp. 136-7.
- 4 「康熙與羅馬使臣關係文書」影印本敘錄。
- 5 Thomas, A.; *Histoire de la mission de Pekin.* T. I. p. 185.
- 6 *Memorie storiche.* T. III. p. 38.
- 7 Thomas; *ibid.* T. I. p. 195.
- 8 *Memorie storiche.* T. I. p. 241.
- 9 *Lo stato presente della chiesa cinese rappresentato a Monsignor Vescovo di.....* p. 87.
- 10 Morant, G. S.; *L'épopée des jésuites français en Chine.* p. 144.
- 11 紅毛の佛羅士郎ビヤミン氏の著書中に掲載のたゞし版。
- 12 *Memorie storiche.* T. III. p. 7.
- 13 Viani, *Teoria delle cose operate nella China da M. G. A. Mezzabarba.* pp. 23-4.

- 14 Morant; *ibid.* p. 145.
- 15 Viani, *ibid.* p. 52-3.
- 16 Morant, *ibid.* p. 130-1.
- 17 Morant, *ibid.* p. 131. モラン氏はこのことを永らく廣東領事をして居たボーボー (M. Beauvais) 氏から聞いたといふ。
- 18 「嘉樂來朝日記」。
- 19 「嘉樂來朝日記」。
- 20 Viani, *ibid.* p. 132-8.
- 21 「嘉樂來朝日記」。

## 八 給 票 問 題

康熙帝が典禮問題に對して試みた政策の中で最も有名であり、又効果の著しかつたものは實に給票である。彼はこの政策によつて在支宣教師間の紛争を一舉に停めしめ、彼等に進むべき方向を示さんとしたのであつた。

一體康熙帝が宣教師の來朝する者が多くなると共に、中に人格のいかゞはしい者を含むやうになつたのを慨歎し、何等かの法度を設けてこれを取締る必要を感ずるに至つたのは既に早くからのことであつた。「康熙與羅馬使節關係文書」第二に、

前日曾有上諭、多羅好了陞見之際再諭、……近日自西洋所來者甚雜、亦有行道者、亦有白人借名爲行道、難以分辨是非、如今爾來之際、若不定一規矩、惟恐後來惹出是非、也覺得教化王處有關係、只得將定例、先明白曉諭、命後來之人謹守法度、不能小違方好、以後凡自西洋來者、再不回去的人、許他內地居住、

若近年來明年去的人、不可叫他許住、此等人譬如立於大門之前、論人屋內之事。

とあるのは蓋しこれを語るものに他ならぬ。この文書は、「前日曾有上諭、多羅好了陞見之際再諭」といふ書出しであるから、先に一七〇六年六月二十三日にツールノンに傳達されたものと知つた第一文書に續くものであることは、陳垣氏の言をまたずとも知れるのであるが、不幸にして日附がないため從來その正確な製作月日が不明であつたが、私が *Memorie storiche della legazione e morte dell'Eminentiss. Monsignor Cardinale de Tournon* の第三卷四十六頁に發見した該文書の伊太利譯には「六月二十四日に教長猊下に傳達された勅諭の寫し」といふ見出しがあるので、この康熙帝がツールノンに與へた上諭は一七〇六年六月二十四日（康熙四十五年五月十四日）に使節に手交されたものと見なければならぬ。かくして見れば康熙帝は所謂閩當事件が起る以前に既に在支宣教師に對して一種の法度を設けてこれを取締る必要を痛感して居たことが判明する。しかも帝はこの時既に宣教師取締りに對する具體的な方法を或程度まで考へて居たことは右に掲げた上諭の中に「以後凡自西洋來者、再回去的人、許他內地居住、若近年來明年去的人、不可叫他許住」と述べて居ることによつて知り得る。かくの如き康熙帝の意圖は前章に於いて述べたメーグロの問題を経験するに及んで愈々強固なものとなり、終に具體的方法を採つて現はれることとなつた。それこそいふまでもなく給票政策、即ち西洋人等の所謂 *Piao* 或ひは *Diploma* 政策である。

給票政策とは簡単に言へば「票」なるものを宣教師に與へ、その保持者に限り支那在任を許可せんとするものである。既に述べたが如く、閩當即ちメーグロの自ら支那に對する知識乏しきに拘はらず、支那の習俗を非難して他を省みざる厚顔さに一驚した康熙帝は、一七〇六年十二月十七日（康熙四十五年十一月十三日）

の勅令に於いてメーグロ並びに彼と志を同じくするグヱッティ (Gueti) 等の追放を宣し、同時に初めてこの政策に關する上諭を發した。

康熙四十五年冬、駐京西士齊趨內殿、上面諭云、朕念你們、欲給爾等勅文、爾等得有馮據、地方官曉得你們來歷、百姓自然喜歡進教、遂諭內務府、凡不回去的西洋人等、寫票用內務府印給發、票上寫西洋某國人、年若干、在某會、來中國若干年、永不復回西洋、已經來京朝覲陛見、爲此給票、兼滿漢字、將千字文編成號數、挨次存記、將票書成款式進呈、欽此。

といふ「正教奉褒」の記事はこれを傳へるものに外ならない。今順序として康熙帝給票の動機乃至は意圖に就いて若干論考を加へよう。

康熙帝給票の遠因は勿論先に述べた如く、在支宣教師の質を向上せしむることにあつたが、その直接の動機は實に閩嘗の問題である。このことは給票の上諭がメーグロ追放の勅令と同時に發せられたことによつても察し得るが、後に説くところの給票の旨を在支宣教師に通告した耶蘇會士の廻章中に次の如くあるので明白である。

皇帝の曰く、未だ諸省にコノソの司教(メーグロ)の如く、自己の知識之しきに拘はらず、人心を攪亂し、我國の教義習慣を輕卒に否認する者在らずとは如何にして知り得んやと。

即ち帝はメーグロが自己の無知を辨へずして、僭越にも由緒正しい中國の儀式習慣に非難の聲をあげ、安寧を損じたのに鑑み、未だ地方には他にも彼と同意見を持つ者が少くないであらうと考へ、これらの西洋人を急速に取締らねばならぬことを痛感した結果、かくは給票の上諭を降したのである。

さて宣教師は票の支給を受けるに當つて二つの條件を遵守することを誓はねばならなかつた。その第一は「康熙與羅馬使節關係文書」第四に、

奉旨諭、衆西洋人、自今以後若不遵利瑪竇的規矩、斷不准在中國住、必逐回去、若教化王因此不准爾等傳教、爾等既是出家人、就在中國住着修道、教化王若再怪你們遵利瑪竇、不依教化王的話、教你們回西洋去、朕不教你們回去、……你們領過票的、就如中國人一樣、爾等放心不要害怕領票。

とあるによつて知られる如く、「利瑪竇的規矩」に従ふといふことである。この「利瑪竇的規矩」を守るといふことは、換言すれば支那典禮に對する妥協的見解を採ることであるから、康熙帝給票の真意圖は結局在支西洋人中、典禮否認の見解を持つものを一掃するにあつたことが察知される。第二の條件は前掲の上諭の中に「凡不回去的西洋人」とか「永不復回西洋」とか見えるやうに、支那より絶対に歸さないといふことである。これは第二文書に「若近年來明年去的人、不可叫他許住」とあるのに相應するもので、帝は宣教師をして若し自由に歸國を許し、永年の傳教を強制しない時には、彼等は終に支那在來の教義習慣に熟達する機會を持ち得ないこととなり、その結果は彼等をして「大門之前」に立つて「人屋內之事」を論せしめ、遂には閭閻の如く一知半解の思想を發表して悔ゆるなきが如き状態を誘致するであらうといふことを深く慮つたのである。

然らば「利瑪竇的規矩」に従ふを欲せずして、給票を願出ない者はどうなるかと言ふに、「正教奉復」に、「王大臣會議奏稱、凡各省天主堂居住傳教之西洋人等、有內務府印票者、聽其隨便居住、不必禁止、不給印票者、不許住堂、令往埃門安插」とあり、又「若無票而不願領票者、驅往埃門安插、不許存留內地」等とあ

り、更に前記の第四文書に「自今以後、若不違利瑪竇的規矩、斷不准在中國住、必逐回去」とある如く、總て中國在住を禁せられ、澳門即ちマカオに追放せられるといふのである。かくていやしくも支那傳道を志す宣教師は、必ず「利瑪竇的規矩」を容認し、印票の賜給を乞はなければならなくなつた譯で、この制度が存する以上、康熙帝の意圖する典禮觀の統制は必ず實現し得るものであつた。

票は宣教師の典禮觀を統制する以外にいま一つの實用的な意義を有して居た。即ち前掲の上諭中に「朕念你們、欲給爾等勅文、爾等得有馮據、地方官曉得你們來歷、百姓自然喜歡進教」とあるに知れる如く、票は一種のパスポートの如き役目を有して居たのである。當時地方にあつては、未だ西洋人に對して疑心を懷く者が多く、地方官もこれに加はつて彼等を迫害するやうなことが絶えなかつたから、康熙帝は彼等に票を與へて護照とし、地方官の保護を受けさせて傳教の實を上げさせようと計つたのである。康熙四十六年二月浙閩總督梁鼎が管下の宣教師を壓迫したから、耶蘇會士等が上奏して、「凡各省居住之西洋人、但令赴京引見、給賜印票、俾得安居敷教、庶免地方官疑惑稽查」と言つたところ、皇帝の委任を受けた内務府は禮部に咨して「嗣後凡領有印票、居住各省堂中、修道傳教者、聽其照常居住、不必禁止」と述べた。これによつても票が護照の役目を有したことを知り得る。

康熙帝は給票といふことを頗る重大視して居たから、それを給與するに際しては、自ら引見して査問に當つたのであるが、その前に一應第一皇子直郡王允禩をして下調べを行はしめた。この直郡王は給票政策遂行の際の大立者で、彼の名は康熙帝硃批文書や「正教奉褒」に散見して居る。彼こそ耶蘇會士等によつてヘロデと呼ばれたといふ康熙帝の *his aide* に外ならぬであらう。西人の傳へるところによれば、この皇子は「宣

教師の調査、並びに給票に關する主席委員」であつたことである。さて給票を希望する宣教師は直郡王より査問を受けるに先立つて、履歴摺字なるものを提出する必要があつた。この履歴摺字とは、その所属會名、國籍、年齢、來支年月、居住地等を詳細に亘つて記した後に、歐洲に再び歸らぬといふこと、「利瑪竇的規矩」に反しないといふ旨とを誓書し、更に署名を加へたものである。この文書の提出を受けた直郡王はその宣教師を呼んで「利瑪竇的規矩」に従ふか、それともメーグロの見解を守るかといふことを再び形式的に問ひ、「利瑪竇的規矩」に従ふと答へれば、この調査には及第したことになつて、康熙帝に拜謁を許され、そこで更に一應の調査があつた後、票の授與が行はれるのである。

然らばかくして支給される票とはいかなる形式のものであつたらうか。それは前掲の「正教奉褒」の文中に「遂諭内務府、凡不同去的西洋人等、寫票用内務府印給發、票上寫西洋某國人、年若干、在某會、來中國若干年、永不復回西洋、已經來京朝覲陸見、爲此給票、兼滿漢字、將千字文編成號數、挨次存記、將票書成款式進呈」とあるによつてその大體を知ることが出来る。即ち豫め西洋人をして提出せしめた履歴摺字を基として、國籍、年齢、所屬會派、支那渡來年月、西洋に歸國せざる旨等を滿州文及び漢文にて記し、それに内務府の印を押したものである。しかも千字文の文字を以て「編成號數」(ナンバー)を定めたのである。かくの如く形式上から見ても、票は明かに護照の如き役目を有して居た。そして帝はこの政策をして一層効果あらしめるべく、給票宣教師の姓名表を地方に送付して、地方官吏の便宜に備へたのであつた。

かくて給票の上諭が行はれると共に、耶蘇會士の如く從來「利瑪竇的規矩」を遵奉し來つた宣教師は勿論假令その遵奉を拒否し來つた宣教師と雖も、支那傳道を廢亡の危機から救ふために、敢て自己を屈して給票

を願ひ出るに至つたが、康熙帝は更に給票のことを地方在住の宣教師に徹底させるため、耶蘇會士トーマ(安多)、ヂェルビヨン(張誠)兩名に命じて廻章を書かしめ、これによつて票に關する勅諭が發布されたことを通告させた。この廻章は一七〇六年十二月三十日付を以て書かれて居るが、彼等はこの中に於いて、閩當事件を動機としてかゝる勅諭が發せられるに至つたことに就いて遺憾の意を表し、メーグロ以下に對する皇帝の憤怒を柔げんとしたが無駄であつたこと、在支宣教師は全部給票を願ひ出る必要があること、そのためには暫時の猶豫が皇帝から許されたこと等を述べて居る。かくて康熙帝の意圖は徧く全宣教師に通達されることとなつた。併し地方在住の者が態々求票のために上京することは頗る困難であらうと思惟した康熙帝は、康熙四十六年春南巡を決行するに當り、これを機會に宣教師に給票しようと考え、南下に先立つて豫め耶蘇會士をして沿路の宣教師にすゝんで帝に拜謁し、給票を願ひ出るやう傳へしめたのであつた。帝は給票に備へるため、直郡王、ヂェルビヨン(張誠)、バランナン(巴多明)、ブーグヴェー(白晋)等を隨行させた。

陳垣氏が「康熙與羅馬使節關係文書」第四とする、

三月十七日、直郡王張常住、奏西洋人孟由義等九人、請安求票、並履歷摺字呈覽、奉旨、諭西洋人、自今以後、若不遵利瑪竇的規矩、斷不准在中國住、必逐回去、若教化王因此不准爾等傳教、爾等既是出家人、就在中國住、着修道、教化王若再怪你們遵利瑪竇、不依教化王的話、教你們回西洋去、朕不教你們回去、倘教化王聽了多羅的話、說你們不遵教化王的話、得罪天主、必定教你們回去、那時朕自然有話、說說你們在中國年久、服朕水土、就如中國人一樣、必不肯打發回去、教化王若說你們有罪、必定教你們回去、朕帶信與他說、徐日昇等在中國、服朕水土年久、你必定教他們回去、朕斷不肯將他們活打發回去、將西洋人把徐日

昇等殺了、將頭割了、與你帶去、朕如此帶信去、爾教化王萬一再說、爾等得罪天主殺了罷、朕就將中國所有徐日昇等<sup>西洋人</sup>都查出來、盡行殺了、將頭帶與西洋去、設是如此、你們的教化王、也就成個教化王了、你們領過票的、就如中國人一樣、爾等放心不要害怕領票、俟朕回鑾時、在寶塔灣同江寧府、方西滿等十一人一同賜票、欽此。

といふ文書は、この巡狩と關係のあるもので、蘇州滯在中に發せられたものである。この文書の伊太利譯もやはり *Memorie storiche* の第三卷、百二十五—六頁に掲載されて居るから、三月十七日が康熙四十六年であること、孟由義がメンセツ (*Mensez*) であることは容易に知り得るのである。唯伊太利文には「俟朕回鑾時、在寶塔灣同江寧府、方西滿等十一人、一同賜票」に當る條が無いので方西滿の洋名は比定し難い。思ふに當時「利瑪竇的規矩」に従ふ者に對して、法皇がその中國傳道を禁止して歐洲に歸還せしめるといふ噂があつたので、在支宣教師の一部にはこれを怖れて領票を躊躇した者があつたから、皇帝は孟由義等の求票を機會にかゝることの恐るゝに足らざるを諭し、安心して領票するやう教へたのである。

陰曆四月には帝は蘇州より杭州に臨幸し、同月四日バレルリ (*Barelli*、艾斯玳) 等の宣教師に賜票した。六日に給票を願ひ出た三人の在俗僧と八人のドミニコ會士とは「利瑪竇的規矩」の遵奉を肯んじなかつた、め、賜票せられず、直ちに追放を命ぜられた。帝は杭州よりの歸途揚州に立寄り、同月二十六日テストアル (*Testard*、龐克修) 等二十二人の宣教師に給票した。

モラン氏が一七〇七年四月一日 (康熙四十六年二月二十九日) 附のものとする次の上諭は、*Memorie storiche* によれば、西洋人が北京に送つたものだといふことであるが、これは皇帝が往途揚州に臨幸した際に發

せられたものに違ひない。

朕が揚州に至りし時、領票を請求しに來らざる者を見たり。彼等を査問したるに、領票は願ふところなれども、利瑪竇が規矩には従ひ得ずと答へたり、彼等謂へらく、多羅はその教書に於いて、彼等宣教師が閩當の規矩に従ふ限り、神の掟を説くを許し、利瑪竇の規矩に據らば、その聖職を剝奪し、ローマに送りて投獄し、死なば地獄に墮ちんと宣言せりと。これを以て朕は遂は利瑪竇の教義を説く者は永へに中國傳道を許し、閩當の規矩に従ふ者は國法を亂す者と認め、その傳教を禁壓せんと決意せり。

こゝに至つて、この勅諭が「康熙與羅馬使節關係文書」第四と聯關するものなるを知る。即ち二月末揚州に到つた康熙帝は、宣教師達がツールノン教書に拘束され、求票を躊躇したのを見て大いに憤慨するところがあつたから、三月中旬蘇州に到つた時、給票を乞ひ出た孟由義等に對つて、法皇が中國在住の西洋人に關して一指も觸るゝ能はざる旨を宣言し、求票者一同をして安堵せしめたのであつた。五月十三日康熙帝は山東省に到つて同省在住の宣教師に票を給し、次いで北京に歸還した。かくて帝のこの旅行によつて給票の實は殆ど完全にあげられたこと、思はれる。それを示すものは、康熙五十年十二月、御史樊祚紹が天主教宣教師を糾彈する上奏文を奉つたことに對して、帝より調査を委任された禮部尙書王棟等の次の上奏である。

今查得、此等住堂西洋人、俱仰慕聖化、航海而來、與本國人曾爲國家効力、今居各省堂中者、俱領有印票、各修其道、歷有年所、並無妄作非爲。

給票政策がかくの如く實効を擧げるに至つて、康熙帝がをれによつて企圖した宣教師の典禮觀の統制は殆ど成功したものと見てよいであらう。ツールノン使節はこの給票によつて足並崩れた在支宣教師陣を建直す

べく、遂に一七〇七年一月二十五日附で南京教書を發布し、支那典禮を是認する宣教師を破門を以て脅かすに至つたから、こゝに在支宣教師は全く相異なる二つの規矩、即ち一は給票の勅諭によつて康熙帝が提示した「利瑪竇的規矩」と、他は南京教書を以てツールノンが示した典禮否認の掟との兩者に束縛されて、完全なディレンマに陥つたのである。かくていまや彼等宣教師は放逐と破門とによつて脅かされる一群の迷へる羊と化したのである。

## 註

1 陳垣氏は本文書を以て康熙四十五年の製作にかゝるものとなし、下の如く述べて居る。「何以知此諭在前諭之後、日前日曾有上諭、多羅好了陸見之際再諭、即指前諭也、又曰今開多羅言我未必等得皇上回來、據康熙實錄、康熙四十四年十一月二十日、謁考陵、十二月十九日、還京、四十五年二月四日、又出巡近畿、二十九日、還宮、未必等得皇上回來、即指康熙出巡時也」(康熙與羅馬使節關係文書「影印本敘錄」)。

2 *Memorie storiche*, T. VIII, p. 124.

3 「正教奉褒」卷下。

4 「康熙與羅馬使節關係文書」第四には「三月十七日、直郡王・張常住奏、西洋人孟由義等九人請安求票」とあり、「正教奉褒」卷下に「頒給勅文、命多羅直郡王、親手逐一交執」と見えるが如く、直郡王は給票政策と密接な關係を有した。この直郡王が康熙帝の第一皇子であることは「清史稿」皇子世表四に「允禩、聖祖第一子、康熙三十七年封直郡王、四十七年練事革爵」とあるによつて明かである。西洋人側の史料では *His aine, prinsenito* 等と見えるが、同一人を指すことは疑ひない。

5 Thomas, A.; *Histoire de la mission de Pékin*, T. I, p. 207.

6 「康熙與羅馬使節關係文書」第四。

7 *Lo stato presente della chiesa chinese rappresentato a M. Vescovo di.....* p. 122.

8 Jenkins, *The Jesuits in China and the Legation of Cardinal de Tournon*, p. 118.

9 「王大臣會議奏稱、……嗣後將給票不給票姓名、開交包衣大臣、由伊衙門行禮部、由禮部轉行直隸各省督撫可也、奉旨、依議、交與禮部、欽此、內務府送咨行禮部、稱爲欽遵事、除先經本給領印票西洋人數目姓名、開送貴部外、……相應移咨貴部、乞卽轉行直隸各省可也、禮部隨准內務府咨、轉行直隸各省督撫、飭知所屬府廳州縣、一體遵照辦理」(「正教奉褒」卷上)。

10 Catholic Encyclopedia. V. XIII. p. 39.

11 康熙帝が給票政策を採用した裏面に、耶蘇會士の暗躍があつたらうことは推察するに難くない。トーマヤヂェルビヨンが題章を書いたことはこの間の事情を語るものではあるまいか。又一七〇八年六月二十四日南堂耶蘇會士の指導者グリマルデイが数名の同志と共に、給票條件の嚴守を強制せられるやう禮部に申し出たことや、皇帝の給票旅行にヂェルビヨン以下の耶蘇會士が隨行したこと等は、この推測を確かめるものであらう。

12 Memoire storiche; T. VIII. pp. 123-9.

13 「康熙實錄」卷三十九によれば帝は三月己巳(十六日)に舟で蘇州府に入つて居るから、この上諭はその翌日に發せられたものである。

14 「康熙四十六年四月、聖駕南巡、臨幸杭州、初四日、傳教杭州西士艾斯珂・薄波郭中傳・紹興龔富信、趨詣行宮、叩祝天顏」(「正教奉褒」卷上)。

15 「四月二十六日、回鑾駐揚州、傳教江西之龐克修、暨各省教士、共二十二人、會集齊赴行宮陛見、俱蒙恩賜筵宴紗綬、頒給勅文、命多羅直郡王、親手逐一交執、文內有永在中國各省傳教、不必再回西洋等語、並蒙諭曰、頒勅文之後、爾等與朕、猶如一家的人子、回奏、臣等敢涉開闢、原奉教宗之命、闡揚聖教、非以器數末學、來銜厥長、今蒙皇土洞鑒遇誠、特加優賚、鴻恩益賚、無能仰報涓埃、惟有懷遠聖訓、竭誠敷教、更頌禱於天主台前、恭祝聖天子永享無疆之歷、奏訖、謝恩叩辭而出」(「正教奉褒」卷下)。

16 L'epoque des jésuites français en Chine. p. 133-4.

17 Memoire storiche. T. III. p. 125.

18 Memoire storiche. T. III. p. 128-9.

19 康熙帝南巡後に於ける給票政策の進行を示すものに「康熙五十一年……養心殿總管李國屏傳諭、中國各省領票之西洋人等、如有願便來京者、到時令伊等前來請安、朕亦得認識其面、將此上諭、交與各省報房、并令西洋人等寄信、再伊等來請安時、進貢之物、

不必特覓珍奇、亦不得一時齊來、須陸續一二名前來 欽此、内務府隨恭錄上諭、咨移兵部、轉行各省、一體欽遵」といふ文獻がある。これによれば、領事宣教師は隨時來京して帝に拜謁し、その面貌を認識して貰ふ必要があつたのである。これを以てしても帝がいかに給票といふことを重大視したかが知られる。

20 この教書は一月二十五日附であるが、公布を見たのは二月七日である。

21 南京教書に「若し支那の教義・法律・習慣及び儀式を認めるかどうか、又はこれらのものに就いて駁論したり、反對説を書いたり、説教したりしないといふことを誓ふかどうかと查問されたならば、天主教の掟に合致するものは認め、然らざるものは否定せざるを得ぬと答ふべし」とあるによつて、この教書があくまでも給票に對抗する意味から發布されたものであることは明かである。

## 結 語

支那典禮問題の本質は、宣傳宗教たる天主教が支那にその地盤を獲得するためには、同地在來の民族信仰を如何に取扱ふべきかと云ふ點に存した。かく見來れば本問題が古來宗教史上にその例乏しからざる宣傳宗教と民族信仰との係争と云ふ範疇に入るものであることを知るであらう。一體總ての民族は自民族獨特の道德、習慣、尊崇者等を有するもので、これらのものはその民族の永き歴史に於いて次第に固定化され、渾然として一種の信仰にまで高められるのが普通であるから、若しこゝに一つの宣傳宗教があつてこの民族を征服せんとする場合に、宣傳宗教の教義と民族信仰の内容とが背馳すれば、兩者の衝突は必然的に生起するのである。然もこの衝突は宣傳宗教が頑固にその教義を絶対視し、妥協を拒否する時には特に顯著に起る。併し總ての宣傳宗教はその歴史が示すやうに、凡そ宣傳を目的とする以上は、何等かの形を以てかくの如き衝突を避け、妥協に就いたものであつた。即ち宣傳宗教なるものは寧ろ傳道地に於ける民族信仰に妥協し、こ

れを採用して自己の肉とするところにその宗教の大をなす所以が存したとも言へるのである。キリスト教は實にかかる宗教の典型であつた。この教へはその成長期に於いて周圍諸民族の信仰に妥協し、これを咀嚼することによつて自己を擴大したのである。然るにキリスト教が羅馬帝國を、次いでゲルマン民族を征服するに至つて、歐洲の天地は法皇によつて指導される教會の完全なる勢力下に立つことになり、教會はもはや開拓すべき餘地を残さず、従つて新しきものによつて自教の内容を豊富にする機會を失ふに至つた。その結果教義典禮は固定化され、曾つての如き妥協力、包容力等を全然消失してしまつた。かくして宣傳宗教たるキリスト教は變じて歐洲民族の民族宗教となつたのである。然るに新大陸の發見によつて教會は新傳道地に恵まれるに至つたので、再び古への記憶を呼び起して海外傳道を企圖した。新たに組織された耶蘇會が先づその會士を各地に派遣した。彼等は全力を傾けて宣教に努めた結果、自教を新開拓地に植ゑつけるには、これら諸地方の民族信仰に出来る限り許容的、妥協的態度を持たねばならぬことを知つた。殊に支那の如く永き歴史と傳統とに基礎づけられた民族道德なり信仰なりを有する土地に傳教を行ふには、特に著しい許容的精神を必要とすることを發見したから、敢へて進んで妥協し、支那人の行ふ諸崇拜を以て *idol* なものとして斷じこれに支那天主教徒が參加することを許可した。然るに一方、法皇廳や後續して來朝した諸教團は中世以來の偏見にとらはれて居たから、自教を他の信仰に妥協せしめることは基督の教へを損ふものであると見て、斷乎支那の諸崇拜を排撃した。クレメント十一世はかくの如き理由と共に、英國教會の成立、シズム、プロテスタント運動等のうち續く事件によつて、唯さへも教徒の信用を失つた法皇の權威が、自教を他國の信仰に妥協させるやうなことによつて益々失墜することを恐れたから、終に支那の諸崇拜を異端的、迷信的なもの

のと斷じて、天主教徒の参加を嚴禁した。かくして宣傳宗教たるキリスト教が宣傳の條件である妥協を拒否して徒らに自己を絶對視したのであるからその結果は明白である。傳道は失敗し、宣教師は退却を餘儀なくされ、支那天主教は廢絶するに垂としたのである。

典禮問題は康熙帝が干與したことによつて國際的な又世界的な意義を持つに至つた。思ふに康熙帝は周知の如く、西洋の物質文明輸入の便宜上、天主教公許を思立つたのであつて、必ずしも天主教そのものに對して大なる關心を有したのではないが、物質文明に對する帝の絶大なる憧憬の念は、この典禮問題に關しても最初より出來得る限り寛大なる態度を採らしめたものであつた。然るに康熙帝は(一)漢籍に暗く中國の道理に疎い西洋人が支那の習俗教説を非難攻撃してやまなかつたこと、(二)神の僕として一意専心傳教の實をわぐべき宣教師が徒に宗派間や、國民間の競争に制せられて、黨争をのみこれこととしたこと、(三)西洋人の或る者が君前に於いては阿諛の言を弄しながら、一度時來れば掌を返したやうな態度に出て恥としなかつたこと、(四)帝が問題解決の一策として自ら羅馬に送つた使節の消息が永く傳はらなかつたこと等の諸々の事情によつて刺激されたから、次第に典禮問題に對して關心を深めることとなり、遂に斷乎たる態度を以てこれに當るに至つた。彼はそのために先づ自分の意見を授けた使節を羅馬に派遣し、法皇の態度を詰問してその反省を促し、以て問題の解決を企圖した一方、在支宣教師に對して「票」なるものを授與してその保有者に限り在支傳教を許可し、その際の條件として「利瑪竇的規矩」の遵奉を求めることによつて宣教師の意見を統一し再び爭論の生ずる餘地をなくさしめんとした。然るにその結果は不幸にして帝の意に反し、終に典禮を否認する法皇勅書の來傳となり、更にこの公布を勵行するための使節の來朝となつたから、帝の憤激

は極度に達し、勅書の公布を禁ずると共に使節の歸去を諭し、再び典禮問題に關する限り、法皇がかくの如き僭越なる態度を採ることなからしむると同時に、典禮を否認する限り西洋人は思ひを支那傳道より絶たざるを得ぬことを明示したのである。康熙帝がかゝる處置に出づるに至つたのは必ずしもその本旨ではなかつたのであるが、周圍の狀勢、特に法皇側や在支宣教師達の無秩序、無定見な態度は、國家の安穩と專制政治の維持とを念願とする皇帝をかつて終に天主教の抑壓をまで決意せしめるに至つたのである。思ふに最近世の如く強固なる國家勢力を背景とするキリスト教傳道であつたならば、多少の無理を言つても他國に奉教を強制することが出来たであらうが、當時の宣教師が依頼し得た葡萄牙なり佛蘭西なりの國家勢力といふものは、未だ充分に實力の伴つたものではなかつたから、當時世界第一の大國たる中華の獨裁君主康熙帝がかゝる問題に斷乎として臨み得たことは當然であり、天主教禁壓を以て法皇側を威嚇し、傳教者をして一介の學藝奉仕者となさしめたのである。

かくして典禮問題を契機として支那天主教は没落した。しかもそれは必然的に該教の背後に横はる西力東漸の勢をも挫折せしめた。何故ならば緒言に陳べた如く、西力東漸の成否は當時かゝつて天主教傳道が成功するか否かに存したからである。即ち天主教の後退によつて西方の植民勢力は全くその觸手を奪はれたから、彼等は暫く雌伏を除儀なくされるに至つた。康熙帝は實にその絶大なる權力と、事態を洞察するに敏なる天稟によつて、はからずも強盛なる東漸西力を一應見事に擊退したのであつた。

併しこの問題で失敗したことは西洋人にとつては必ずしも無駄なことではなかつた。彼等はこれに熱中することによつて支那—東洋の事情について多くの知識を得た。かくして彼等が再び強盛なる國民的勢力を背

景として極東に姿を現はした時、典禮問題によつて得たこれらの各種の知識は彼等の指標となり、對策の基礎となり得たのであつた。即ち天主教を先鋒とする近世初頭以來の東漸西力はこゝで一つの反撃を喰つたけれども、これによつて次の飛躍への準備を與へられたのである。かくして時代の變轉の結果清朝の勢威が衰へると共に、この暫時内燃を餘儀なくせしめられて居た強盛なる魔力は忽ちあらゆる方面から支那を蠶食することとなるのである。